



|              |                                                                                     |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| Title        | 「国民の健康づくり事業」と栄養改善活動について                                                             |
| Author(s)    | 平山, 登紀子                                                                             |
| Citation     | 大阪公衆衛生. 1980, 43, p. 26-26                                                          |
| Version Type | VoR                                                                                 |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/84043">https://hdl.handle.net/11094/84043</a> |
| rights       |                                                                                     |
| Note         |                                                                                     |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 「国民の健康づくり事業」 と栄養改善活動について

大阪府高槻保健所主査  
平 山 登紀子

厚生省は国民の健康増進対策として「国民の健康づくり地方推進事業」及び「婦人の健康づくり推進事業」を昭和53年度より新たに市町村事業として実施させました。

「国民の健康づくり対策」は厚生省公衆衛生局栄養課が主管の事業で、栄養改善に重点をおいていることがわかりますが、市町村事業であるために府下の保健所ではその実施状況がよくわからないままに2年余を経過しました。

国の考え方としては、対人保健サービスは地域住民に密接した場で展開されることが望ましいという立場から住民の健康問題にかかわる業務を市町村へ移しつつあり、その拠点として市町村保健センターの設置が進められています。

しかし市町村保健センターの設置については、土地、人件費は市町村の負担であるため人員配置の基準も伴わない「場所」だけの施設で、検診業務等が医療機関や民間に委託されている現実もあり、事後指導も十分になされていないのが現状です。ことに栄養改善事業の実施については「在宅栄養士」と「食生活改善推進員」の協力により事業を進めようとしています。この事に関して大阪府の保健所栄養士は非常に疑問を抱いています。

本来、健康増進とは医学的検査、栄養、運動、休養等検査と指導の部門を総合的に運用することにより所期の目的を達成できるわけですから、医師をはじめとする各専門職種の協力が必要です。単に講習会、教室等の開催とか、パンフレット類の配布だけでは、住民

のニーズにこたえた健康づくりであるとは言えません。

もともと「国民の健康づくり対策」では、自らの健康は自ら守るという発想のもとに、欠食や偏食による婦人の貧血、栄養の過剰摂取や運動不足による循環器疾患、肥満、糖尿病などは、栄養・運動・休養である程度改善できる疾病であるため、国民の健康づくりが栄養士に期待されるところは大きいと言えます。

しかし今日の食生活状況は、社会情勢の変化に伴い、食生活の合理化、簡便化が急速に進み加工食品の依存率も60%を超えと言われています。このような食生活の変化によるひずみが、健康上、栄養上さまざまな問題をひきおこし、対応できずにいる現在、単発的な講習会等の回を重ねても効果が上るとは限りません。

真に国民一人ひとりの健康増進をはかるには、10年、20年先までの見通しを持った栄養改善の展開が必要で、総合的判断のもとに講習会、教室等の開催、巡回指導、その他の地域住民の健康づくりに必要な知識の啓蒙普及に努めることが肝要で、我々栄養士の資質の向上が望まれる由縁でもあります。

従って、「国民の健康づくり事業」が市町村の主体性と住民の要求に基づく事業に発展していくためにも、在宅栄養士の再教育とか、推進員の教育には保健所も力を注ぐべきであり、健康は個人の努力と公共の努力が相まって、始めて守られるということを忘れてはならないと思います。

